

香芝市監査委員告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づき、令和8年2月24日に請求のあった監査を実施しましたので、その結果を同条第5項の規定に基づき別紙のとおり公表します。

令和8年4月21日

香芝市監査委員 近藤 洋
香芝市監査委員 下村 佳史

住民監査請求に基づく監査結果報告書

第1 請求の内容

1 請求人

住所 香芝市（省略）

氏名 （省略）

2 請求の要旨

(1) 請求の趣旨

監査委員において、以下の違法な公金支出について監査を実施し、違法支出の認定及び関係職員に対する損害賠償請求の必要な是正措置を講ずるよう勧告することを求める。

(2) 款を超える違法流用(明文違反)

イ 事実

令和6年度一般会計

款2総務費 項1総務管理費 目4財産管理費 節17備品購入費から、以下の支出がなされている。

収集センター備品調達430,650円

保健センター備品調達352,330円

ふたかみ文化センター（生涯学習課）備品調達570,680円

合計1,353,660円

これらは衛生費及び教育費に属する施設の備品である。

ロ 法令違反

地方自治法第220条第2項は、歳出予算の経費は各款の間において相互にこれを流用することができないと規定する。

本件支出は、形式上総務費から支出されているものの、実質的には衛生費及び教育費に属する施設の備品購入であり、地方自治法第220条第2項が禁止する款間流用に該当する疑いが極めて強い。

特に教育費は教育委員会の所管であり、市長部局には支出権限がない。

よって本件は、款間流用違反、権限外支出及び目的外支出に該当する違法な公金支出であり、少なくとも裁量の逸脱又は濫用が認められる。

(3) 款間流用に関する根拠説明の不存在

令和7年12月議会決算特別委員会において、委員が「款を跨ぐ流用は地方自治法により禁止されているが、その法的根拠を示されたい」と質したところ、理事者は「庁内弁護士が問題ないと言っている」と答弁するにとどまり、具体的な条文根拠又は例外規定の提示はなされなかった。

地方自治法第220条第2項は、歳出予算の各款間流用を原則として禁止している。

したがって、本件支出が適法であるというのであれば、どの法令上の根拠に基づくのか及びどの手続を経たのかを明確に説明する必要がある。

しかしながら、議会において具体的根拠は示されておらず、本件は法令適合性について重大な疑義がある。

よって、本件については、款間流用の適法性の有無を厳格に監査されたい。

(4) 分割発注による随意契約の違法

イ 防犯カメラ

297,000円(12月18日)

598,400円(3月18日)

合計895,400円

規則では財産購入の随意契約限度額は80万円(令和6年度)。

合算すれば人札対象金額である。にもかかわらず分割発注されている。

ロ 同日同業者集中発注

令和7年2月7日、

庁舎備品 449,240円

収集センター備品 430,650円

保健センター備品 352,330円

生涯学習課備品 570,680円

合計 1,802,900円

がすべて、同日起案、同日契約及び同一業者(省略)で、全て随意契約である。

これは一括発注が可能であったにもかかわらず、結果として分割された形となっており、契約手続の選択について合理的理由の説明が必要である。

また、このような同日同業者による多数契約の分割は、随意契約限度額を形式的に下回らせるための処理であったとの合理的推認を強く基礎付けるものであり、少なくとも契約手続選択における裁量の逸脱又は濫用が疑われる。

したがって、本件処理は地方自治法施行令第167条の2の趣旨を逸脱する違法な契約手続である疑いが極めて強い。

(5) 理事者答弁との整合性欠如

令和7年12月議会決算特別委員会において、理事者は、本件備品購入について「機構改革により庁舎整備が必要であったため総務管理費で購入した」旨を答弁している。

しかしながら、令和6年度福祉センター費(款3・項1・目9・節17)における備品購入については、単独で人札が実施されている。

仮に機構改革に伴う庁舎整備が理由であるならば、備品購入は統一的に入札手続に付されるべきであるにもかかわらず、本件では同日発注で合計1,802,900円に達する契約を分割し、随意契約として処理している。

この処理は、理事者答弁との整合性を欠き、随意契約制度の趣旨を潜脱するものである疑いがある。

よって、本件については契約手続の適法性及び裁量権行使の相当性について、厳格な監査が必要である。

(6) 前回監査との関係

令和7年9月、香芝市議会から地方自治法第98条第2項に基づく監査請求が行われた。

しかし、令和7年11月27日付監査結果報告書を精査したところ、款間流用及び分割発注の適法性については何らの判断も示されておらず、当該争点について実質的な審査及び法的評価は一切行われていない。

よって本件は未監査事項であり、本請求は適法である。

(7) 結論

本件は単なる説明不足ではなく、明文違反である。

監査委員において違法を認定し、関係職員への賠償請求その他の是正措置を講ずるよう強く求める。

添付書類（略）

3 請求書の受理

令和8年2月24日に住民監査請求書が提出され、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条の所定の要件を具備しているものと認め同日付けで受理した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

本件請求書に記載されている「2 請求の要旨」（1）から（7）までの請求事項の趣旨を勘案し、（2）の「款を超える流用が違法に行われたかどうか」及び（4）の「分割発注による随意契約が違法であり、市に損害を与えたかどうか」の2点を監査対象事項と判断し実施した。

2 監査対象部局 総務部管財課

3 陳述の聴取及び証拠の提出等

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に意見の陳述の機会を設け、令和8年3月12日に意見の陳述を行った。なお、令和8年4月13日に請求人から新たな証拠の提出があった。

また、令和8年3月12日及び同月25日に令和6年度に総務部管財課長の職にあったものから事情の聴取を行った。

4 「款を超える流用が違法に行われたかどうか」に係る事実関係の確認について

(1) 予算の流用について

流用とは一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増額に充当することをいう。

流用は、予算の補正を伴わないで、予算執行上の処理として行うものである。歳出予算の経費の金額は、各款の間において相互にこれを流用することができない。各項の経費の金額についても、原則として流用は禁止されているが、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、その流用が認められている。

したがって、各款の経費の金額について増減するには、予算の補正によって措置するほかはない。なお、目、節の流用については、目、節そのものがいわゆる執行科目であり、地方公共団体の長が予算を執行するために設けられる科目であるから、別段議会の議決を要しない。

(2) 流用に係る法及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）の規定について

法等において予算の流用について、次のとおり規定している。

地方自治法

（予算の内容）

第215条 予算は、次の各号に掲げる事項に関する定めから成るものとする。

- (1) 歳入歳出予算
- (2) 継続費
- (3) 繰越明許費
- (4) 債務負担行為
- (5) 地方債
- (6) 一時借入金
- (7) 歳出予算の各項の経費の金額の流用

（予算の執行及び事故繰越し）

第220条（略）

2 歳出予算の経費の金額は、各款の間又は各項の間において相互にこれを流用することができない。ただし、歳出予算の各項の経費の金額は、予算の執行上必要がある場合に限り、予算の定めるところにより、これを流用することができる。

3（略）

地方自治法施行令

（予算が成立したとき等の通知）

第151条 普通地方公共団体の長は、予算が成立したとき、歳出予算を配当したとき、予備費を充当したとき、又は法第二百二十条第二項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用したときは、直ちにこれを会計管理者に通知しなければならない。

(3) 請求人が違法な流用であると主張する行為について

令和6年度の収集センター、保健センター及びふたかみ文化センターにおける

事務机等の備品調達は、総務費から衛生費及び教育費への款を跨いだ流用であり、法第220条第2項の規定に違反するものである。

イ 請求人が請求の要旨(2)において款を超える違法流用であると主張する支出についての詳細は次のとおりである。

(イ) 香芝市収集センター(廃棄物対策課) 備品調達

- a 品名 NAIKI 事務机【XED147F-WH】
単価 金34,400円 数量 1台
- b 品名 NAIKI 事務机【XED107F-WH】
単価 金25,500円 数量 4台
- c 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 6台
- d 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46MO-M】(単輪ゴムキャスター付)
単価 金19,100円 数量 5脚

(支出科目) (款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、
(節)17備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和7年2月7日

(契約日) 令和7年2月14日 (契約金額) 金430,650円

(ロ) 保健センター備品調達

- a 品名 NAIKI 事務机【XED147F-WH】
単価 金34,400円 数量 1台
- b 品名 NAIKI 事務机【XED107F-WH】
単価 金25,500円 数量 3台
- c 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 5台
- d 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46MO-M】(単輪ゴムキャスター付)
単価 金19,100円 数量 4脚

(支出科目) (款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、
(節)17備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和7年2月7日

(契約日) 令和7年2月14日 (契約金額) 金352,330円

(ハ) ふたかみ文化センター(生涯学習課) 備品調達

- a 品名 NAIKI 事務机【XED117F-WH】
単価 金26,300円 数量 7台
- b 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 7台
- c 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46MO-M】
単価 金16,500円 数量 9脚

(支出科目) (款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 4 財産管理費、
(節) 1 7 備品購入費

(支出負担行為書起票日) 令和 7 年 2 月 7 日

(契約日) 令和 7 年 2 月 1 4 日 (契約金額) 金 5 7 0, 6 8 0 円

ロ 前記 (イ)、(ロ) 及び (ハ) の事務机等の備品購入については、令和 6 年度当初予算要求時及び令和 6 年 9 月議会における補正予算案の上程時には予定されていなかったものであり、当該補正予算については市長部局だけでなく教育部も含めた市役所庁舎における事務机等の購入に係る予算計上であった。

ハ 上記ロの市役所庁舎における事務机等の備品購入に係る一般競争入札を令和 6 年 1 1 月 1 2 日に実施し、補正予算額 3 0, 2 0 0, 0 0 0 円のうち 1 6, 3 8 7, 8 0 0 円を支出して下記の備品を購入したものである。

- a 品名 NAIKI 事務机【XEHH167F-WH】
単価 金 3 0, 0 0 0 円 数量 5 台
- b 品名 NAIKI 事務机【XEHH147F-WH】
単価 金 2 8, 5 0 0 円 数量 3 0 台
- c 品名 NAIKI 事務机【XEHH117F-WH】
単価 金 2 1, 8 0 0 円 数量 1 7 5 台
- d 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金 2 0, 3 0 0 円 数量 2 4 5 台
- e 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46MI-M】(ゴムキャスター付)
単価 金 2 0, 0 0 0 円 数量 2 5 0 脚
- f 品名 NAIKI 会議テーブル【KMY1845-WE-WH】
単価 金 2 1, 2 0 0 円 数量 1 台
- g 品名 NAIKI 会議テーブル【KMY1245-W-WH】
単価 金 1 6, 6 6 0 円 数量 5 台

ニ 令和 8 年 3 月 1 2 日の職員事情聴取において、上記ハの事務机等の備品購入を決定した後に、市役所庁舎以外の勤務場所の職員から同様の備品の更新依頼が管財課に対して行われたことから、収集センター、保健センター及びふたかみ文化センターについても同様に管財課において事務机等の備品購入を決定した、との説明を受けたものである。

ホ 上記イ (イ)、(ロ) 及び (ハ) の備品購入に当たっては、市役所庁舎における備品購入と同一の支出科目である、(款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 4 財産管理費、(節) 1 7 備品購入費による購入であり、上記ハの一般競争入札における、いわゆる契約差金から支出したものであると考えられる。

ヘ したがって、上記イ (イ)、(ロ) 及び (ハ) の事務机等の備品購入についての財務会計上の行為としては、それぞれ令和 7 年 2 月 7 日に支出負担行為書が起票され同年 3 月 3 1 日に支出命令書が起票されているものであり、「流用」

という財務会計上の行為は行われていない。

5 「分割発注による随意契約が違法であり、市に損害を与えたかどうか」に係る事実関係の確認について

(1) 随意契約について

法第234条の主旨は、契約事務の執行については公正を持って第一義として、機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保しようという観点から、一般競争入札を原則とするものであり、指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができるとされている。

令第167条の2第1項第1号においては、「売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)が別表第五上欄に掲げる契約の種類に応じ同表下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。」は随意契約によることができると規定されている。また、下記の本市の規則により備品購入については、令和6年度においては80万円が限度とされている。

令和6年度における香芝市契約規則

(随意契約)

第16条 随意契約によることができる場合における令第167条の2第1項第1号に規定する予定価格(単価による契約にあつては、購入等の予定単価に予定数量を乗じて得た金額)(貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額)の額は、次の各号に掲げる契約の種類に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 工事又は製造の請負 50万円
- (2) 財産の買入れ 80万円
- (3) 物件の借入れ 40万円
- (4) 財産の売払い 30万円
- (5) 物件の貸付け 30万円
- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 50万円

2 随意契約の方法による契約を締結しようとする場合においては、見積りに必要な事項を示して、なるべく2人以上の者から見積書を提出させなければならない。ただし、契約の目的及び性質により見積書を提出させる必要がないと認められるものについては、この限りでない。

3 略

(2) 請求人が違法な分割発注による随意契約であると主張する防犯カメラの購入について

イ 当該備品購入の詳細は次のとおりである。

(イ) 会議室棟防犯カメラ

(支出科目) (款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 4 財産管理費、
(節) 1 7 備品購入費

(契約内容) 市庁舎会議室棟防犯カメラ

(支出負担行為書起票日) 令和6年12月18日

(契約日) 香芝市契約規則(以下「規則」という。)第18条第1項
の規定により契約書省略

(契約金額) 金297,000円

(契約相手方) A社

(支出命令書起票日) 令和7年1月14日

(契約方法) 令第167条の2第1項第1号の規定による随意契約
(以下「少額随意契約」という。)

(ロ) 市役所庁舎用防犯カメラ

(支出科目) (款) 2 総務費、(項) 1 総務管理費、(目) 4 財産管理費、
(節) 1 7 備品購入費

(契約内容) 市役所庁舎2・3階防犯カメラ購入

(支出負担行為書起票日) 令和7年3月19日

(契約日) 令和7年3月21日

(契約金額) 金598,400円

(契約相手方) A社

(支出命令書起票日) 令和7年3月31日

(契約方法) 少額随意契約

ロ 上記イの随意契約においては、規則第16条第2項の規定により(イ)及び
(ロ)ともに同じ3社から見積書を提出させ、最低価格を提示して契約を行っ
た相手方も同一である。

ハ 上記イ(イ)の会議室棟防犯カメラについては、令和6年10月28日実施
の定期監査において、庁舎における万全なセキュリティを確保する観点から
「庁舎の保全と公務の円滑かつ適正な執行を確保するためにも、会議室棟出入
口におけるカメラの設置など防犯上適切な措置を講じられたい。」との要望を
行ったことが購入動機となったものと考えられる。

ニ 上記イ(ロ)の市役所庁舎用防犯カメラについては、令和8年3月12日の
職員事情聴取において、来庁者によるトラブル事例が見られたことから状況確
認および証拠の保持の目的のため設置したとの説明を受けたものである。

ホ 上記イの2つの防犯カメラの支出負担行為書起票日はそれぞれ令和6年12
月18日及び令和7年3月19日であり、起票期日において3か月程度の差異
がある。

(3) 請求人が違法な分割発注による随意契約であると主張する同日同業者集中発注に
ついて

イ 当該備品購入の詳細は次のとおりである。

(イ) 庁舎備品

- a 品名 NAIKI 事務机【XEHH117F-WH】
単価 金28,400円 数量 4台
- b 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 8台
- c 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46M1-M】(単輪ゴムキャスター付)
単価 金20,500円 数量 4脚
- (支出科目) (款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、
(節)17備品購入費
- (契約内容) 香芝市庁舎(管財課)備品調達
- (支出負担行為書起票日) 令和7年2月7日
- (契約日) 令和7年2月14日
- (契約金額) 金449,240円
- (契約相手方) B社
- (支出命令書起票日) 令和7年3月21日
- (契約方法) 少額随意契約

(ロ) 収集センター備品

- a 品名 NAIKI 事務机【XED147F-WH】
単価 金34,400円 数量 1台
- b 品名 NAIKI 事務机【XED107F-WH】
単価 金25,500円 数量 4台
- c 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 6台
- d 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46M0-M】(単輪ゴムキャスター付)
単価 金19,100円 数量 5脚
- (支出科目) (款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、
(節)17備品購入費
- (契約内容) 香芝市収集センター(廃棄物対策課)備品調達
- (支出負担行為書起票日) 令和7年2月7日
- (契約日) 令和7年2月14日 (契約金額) 金430,650円
- (契約相手方) B社
- (支出命令書起票日) 令和7年3月21日
- (契約方法) 少額随意契約

(ハ) 保健センター備品

- a 品名 NAIKI 事務机【XED147F-WH】
単価 金34,400円 数量 1台

- b 品名 NAIKI 事務机【XED107F-WH】
単価 金25,500円 数量 3台
- c 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 5台
- d 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46MO-M】(単輪ゴムキャスター付)
単価 金19,100円 数量 4脚
- (支出科目) (款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、
(節)17備品購入費
- (契約内容) 香芝市保健センター(健康衛生課)備品調達
- (支出負担行為書起票日) 令和7年2月7日
- (契約日) 令和7年2月14日
- (契約金額) 金352,330円
- (契約相手方) B社
- (支出命令書起票日) 令和7年3月21日
- (契約方法) 少額随意契約

(二) 生涯学習課備品

- a 品名 NAIKI 事務机【XED117F-WH】
単価 金26,300円 数量 7台
- b 品名 NAIKI ワゴン【XE046YC-W】
単価 金26,600円 数量 7台
- c 品名 アイリスチトセ 事務椅子【SFN-46MO-M】
単価 金16,500円 数量 9脚
- (支出科目) (款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、
(節)17備品購入費
- (契約内容) 香芝市ふたかみ文化センター(生涯学習課)備品調達
- (支出負担行為書起票日) 令和7年2月7日
- (契約日) 令和7年2月14日
- (契約金額) 金570,680円
- (契約相手方) B社
- (支出命令書起票日) 令和7年3月21日
- (契約方法) 少額随意契約

ロ 上記イ(イ)から(二)までの契約の支出科目は、すべて(款)2総務費、
(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、(節)17備品購入費である。

ハ 上記イ(イ)から(二)までの契約は、すべて令和6年度当時の規則第16
条第1項第2号に規定する金額の範囲内であることから随意契約の方法により
契約したものである。

ニ 上記(3)イの(イ)から(二)までの随意契約においては、規則第16条

第2項の規定によりすべて同じ3社から見積書を提出させ、最低価格を提示して契約を行った相手方も同一である。また、この契約の相手方は第2、4(3)ハの備品を購入したのと同じ相手方である。

ホ 令和8年3月12日及び3月25日の職員事情聴取において、それぞれ個別に所管課から管財課に対して要望があったものであり、その都度管下職員に対して購入に向けての指示を出しており、それぞれの所管により購入する品番等も違ったことから一括して購入するという判断は行わなかったとの説明を受けたものである。なお、契約方法において、市長等上司からの指示はなかったとの説明も受けたものである。

第3 監査の結果

1 監査委員の判断

(1) 款を超える違法流用について

法第242条第1項においては、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある(当該行為がなされることが相当の確実さをもつて予測される場合を含む。)と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実(以下「怠る事実」という。)があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によつて当該普通地方公共団体の被つた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定されているように、請求の対象については、具体的な機関又は職員の具体的な財務会計上の行為又は怠る事実に限られている。

請求人は、本件支出について形式上は総務費から支出されているものの、実質的には衛生費及び教育費に属する備品であると主張しているが、「第2、4の事実関係の確認」において前述したとおり、流用とは一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増額に充当する行為であると解せられ、本件支出においては、すべて(款)2総務費、(項)1総務管理費、(目)4財産管理費、(節)17備品購入費から支出されているものであり、請求人が違法な流用であると主張する財務会計上の行為は見受けられず、この主張は採用することができない。

(2) 分割発注による随意契約の違法について

イ 第2、5(2)イ(イ)及び(ロ)の防犯カメラの購入については、そもそも購入動機が(イ)については、定期監査における監査委員の要望事項であり、また、(ロ)については庁舎管理における問題点を解決しようとしたものであり、その購入動機の差異及び購入期日の隔たりに鑑みても、規則の随意契

約の規定の範囲内に納め一般競争入札を回避するために、同時に購入できたものをあえて分割して簡易な手続きが可能な随意契約により契約したとの合理的な理由はないものであり、適法の範囲内であると考えられる。

ロ 第2、5（3）イ（イ）から（ニ）までの事務机等の備品購入については、支出負担行為の期日、契約日及び契約の相手方が同一であることに鑑みると、4つの契約ではなく一つに取りまとめた契約方法も検討すべきであったと考えられる。

特に、所管の担当職員が後になって熟慮すれば契約の取りまとめが可能と考えることができたことや、本件の備品購入が至急案件とは思われないことなどからすれば、他にもより良い方法があることに気づいたことが可能性として考えられるが、時期は不明なもののそれぞれ別の所管から事務机等の備品の更新依頼が個別になされており、当時の状況から別途の契約事項として処理したことは恣意的ではなかったとの説明に鑑みれば、当該手続でなされた契約は適法の範囲内で行われており、これをもって直ちに違法又は不当とはいえない。

ハ 上記イ及びロの随意契約において、防犯カメラの購入については、先に述べたとおり2つの契約を一つに取りまとめることは行政執行上合理的であるとは考えられず、また、事務机等の備品購入については、契約手法においては熟考せず短絡的なものではあったと認められるものの違法又は不当であるとはいえないことから、市に損害を与えたとまではいうことはできない。

（3）したがって、本件監査請求については、請求に理由がないものと認め、これを棄却する。

2 監査委員の意見

監査委員の判断としては上記のとおりであるが、行政として課題であると捉えるべき点があることから、次のとおり意見を述べるものである。

事務机等の備品購入において、それぞれの所管から要望のあった同種の備品購入を取りまとめ、一般競争入札に付するという発想を持たず、それぞれ別個の契約と捉え随意契約として執行したことは、契約事務を主管する課として大いに熟慮に欠けていたものと言わざるを得ない。契約方法における検証は厳密に行われるべきものであり、今後とも法第234条の主旨を厳守した契約を執行すべきである。

また、市長においては、自らの政策に基づく物品の購入などに関し、市費であるのか補助金であるのか等支出の財源についてもさらに深く認識いただいた上で、厳格な事務の執行につき、所管職員に対しても指示及び指導を徹底されたい。

本件住民監査請求においては、違法又は不当であるとの判断までには至らなかったものの、合理的ではないと判断される契約方法及びいかなる所管課において備品購入を行うのか等統一性に欠けるなど、今後において市全体で検討を要する課題が見受けられるため、公費使用の意識と高度な遵法精神により一層良好な市政の運営に寄与されたい。